

## 鹿島市訓令甲第26号

### 鹿島市地域資源活用販路拡大支援事業補助金交付要綱

#### (目的)

第1条 鹿島市地域資源活用販路拡大支援事業補助金(以下「補助金」という。)は、地域資源を活用した地場産品等の佐賀県外等市場における新規開拓・販路拡大への取組みを支援し、もって市経済の持続的存立・発展に資することを目的とし、補助金の交付については、鹿島市補助金交付規則(昭和47年規則第9号、以下「交付規則」という。)によるほか、この要綱に定めるところによる。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地場産品等 鹿島市の技術、伝統、人材等をはじめとする地域資源を活用し、市内で製造される商品をいう

(2) 出展等 佐賀県外での見本市・商談会等への出展、佐賀県外での商談会等の開催及び県内での全国規模のイベント等への出展で市長が認めるものをいう。

#### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地場産品等の製造・販売を行う鹿島市内に住所又は事業所を有する企業、団体及び個人
- (2) 市税の滞納がないもの

#### (補助金の交付対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとし、市長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助事業者に対し交付するものとする。

#### (補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、鹿島市地域資源活用販路拡大支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を、出展等の2週間前までに市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、自己又は団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与してはならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付額を決定し、鹿島市地域資源活用販路拡大支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 市長は、前項の決定に当たっては必要に応じ条件を付することができる。

（補助事業の内容の変更）

第7条 補助事業者は、次のいずれかに該当する場合には、その旨書面により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。
- (2) 補助金の交付決定をする際に、市長が特に条件を付した場合において、その条件に反して事業の内容を変更するとき。

2 市長は、前項による申請があった場合にはその内容を審査し、適当と認める場合には必要に応じ条件を付し、補助事業者あて通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、その旨書面により市長に申請し、市長の承認を受けること。

2 市長は、前項の申請の内容について審査及び必要に応じて行う調査等により適当と認める場合には、鹿島市地域資源活用販路拡大支援事業補助金決定通知

書（様式第2号）により補助事業者あて通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、速やかに鹿島市地域資源活用販路拡大支援事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（1）事業実績書

（2）収支決算書

（3）補助対象経費についての領収書

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業補助金確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の確定額は、補助金の交付対象経費の実支出額の2分の1の額と交付決定した補助金のいずれか低い額とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日（次項において「施行日」という。）前に交付決定がされている補助金については、なお従前の例による。

3 この要綱による改正後の鹿島市地域資源活用販路拡大支援事業補助金交付要綱の規定による補助金の交付決定を行う場合において、当該補助事業者について施行日前に交付を受けた補助金があるときは、新要綱別表の規定による上限額は、当該交付を受けた補助金の額を控除した額とする。

別表 （地域資源活用販路拡大支援事業補助金の交付対象経費及び補助金の額）

出展等の種類	出展等の内容	補助金の額	補助金の交付対象経費	備考
1 佐賀県外での見本市・商談会等への出展	佐賀県外で開催される見本市・商談会等への出展	補助金の交付対象経費の1/2以内  ただし上限20万円とし、その場	① 会場使用料、小間料等の経費 ② 交通費、宿泊費 ③ 展示装飾に要する経費 ④ 運搬（輸送）に要する経費	・補助対象経費は、県またはその他から補助金がある場合、その補助金を控除した額とする。  ・同一年度中の1、2及び3の補助金の合計金額は20万円以内とする。
2 佐賀県外での商談会等の開催	佐賀県外で自ら開催する商談会等	で小売することを主目的としたものは上限10万円とする。		ただし、1及び2のその場で小売することを主目的としたもの並びに3の補助金の合計金額は10万円以内とする。
3 県内での全国規模のイベント等への出店	県内で開催される全国から集客が見込め市長が認めるイベント等への出店	補助金の交付対象経費の1/2以内  ただし上限2万5千円とする。	会場使用料、小間料等の経費	

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

申請者 住所

団体名及び代表者の氏名

鹿島市地域資源活用販路拡大支援事業補助金交付申請書

年度 鹿島市地域資源活用販路拡大支援事業について補助金の交付を受けたいので、鹿島市補助金交付規則及び鹿島市地域資源活用販路拡大支援事業補助金交付要綱を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します

記

1. 補助事業の名称 鹿島市地域資源活用販路拡大支援事業

2. 補助金交付申請額 金 円

3. 補助事業等の目的及び内容

4. 補助事業等の着手及び完了予定年月日

着 手 年 月 日

完了予定 年 月 日

5. 添付書類

(1) 補助事業等の実施計画書

(2) 収支予算書

(3) その他

・ 出展等の概要が分かる資料

(4) 滞納のない証明書

(5) 誓約書

様式2号（第6条・8条関係）

年 月 日

殿

鹿島市長

鹿島市地域資源活用販路拡大支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった鹿島市地域資源活用販路拡大支援事業補助金について、下記のとおり交付することにしたので通知します。

記

1. 補助事業の名称 鹿島市地域資源活用販路拡大支援事業
2. 補助金内示金額
3. 補助金交付予定時期
4. 補助条件
  - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
  - (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から 日以内とする。
  - (5) その他鹿島市補助金交付規則及び鹿島市地域資源活用販路拡大支援事業補助金交付要綱の定めを遵守すること。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

鹿島市長 殿

申請者 住所

団体名及び代表者の氏名

鹿島市地域資源活用販路拡大支援事業実績報告書

年 月 日付鹿市 第 号により補助金交付の決定を受け  
ました、鹿島市地域資源活用販路拡大支援事業の実績について、下記のとおり報  
告します。

記

1. 補助事業の名称 鹿島市地域資源活用販路拡大支援事業
2. 補助事業の完了年月日 年 月 日
3. 補助事業の交付決定額 金 円
4. 添付書類
  - (1) 事業実績書（事業の成果・実績、事業内容及び経費内容）
  - (2) 収支決算書
  - (3) 出展時の状況写真

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

様

鹿島市長

鹿島市地域資源活用販路拡大支援事業補助金変更及び確定通知書

年 月 日付の鹿島市地域資源活用販路拡大支援事業実績報告書により、年度鹿島市地域資源活用販路拡大支援事業補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助決定額
- 3 補助変更確定額
- 4 補助条件
  - (1) 鹿島市補助金交付規則及び鹿島市地域資源活用販路拡大支援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。